SBC東京医療大学　障がい学生支援規程

（目　的）
第１条　この規定は、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）に基づき、SBC東京医療大学（以下「本学」という。）において障がいの有無及び障がいの程度によって差別することなく、大学に係るすべての者が互いに理解し尊重しながら学べるよう環境を整備し、本学の障がい学生支援推進に資することを目的とする。

（定　義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）障がい学生とは、本学に所属する学生であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）があるものであり、かつ、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
（２）不当な差別的取扱いとは、本学における教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がい学生を障がいのない学生より不利に扱うことをいう。
（３）合理的配慮とは、障がい学生が、本学における教育、研究その他の活動に関して障がいのない学生との等しい機会を享受するために、個々の場面において現に必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。
（４）教職員とは、本学における教育、研究その他の活動に従事する者をいう。

（不当な差別的取扱いの禁止）
第３条　教職員は、本学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（合理的配慮の提供）
第４条　教職員は、本学における教育、研究その他の活動を行うに当たり、合理的配慮を提供しなければならない。
２　合理的配慮は、入学前及び入学後のいずれにおいても、障がいのある者本人等から書面等で学務課に申し出るものとし、申出のあった者に対する支援の必要性の有無及び支援の範囲は、教授会において協議し、その報告を受けて学長が決定する。
３　過重な負担の有無は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面及び状況に応じて総合的かつ客観的に判断するものとし、学務課は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明するものとする。
（１）本学における教育、研究その他の活動への影響の程度（当該活動の目的、内容及び機能を損なう程度）
（２）実現可能性の程度（物理的及び技術的制約又は人的及び体制上の制約）
（３）費用及び負担の程度
（４）本学の規模
（５）本学の財政及び財務状況

（環境整備計画）
第５条　合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備に関する計画は、教授会の審議を経て、学長が決定する。

（実施体制）
第６条　障がい学生を支援するために、次に掲げる責任者をおく。
（１）総括責任者　学長をもって充て、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障がい学生への差別解消の推進に必要な措置を講じる。
（２）副総括責任者　学科長をもって充て、統括責任者を補佐するとともに、本規程に関する問題が発生した場合には、総括責任者に報告し、その指示に従い、迅速かつ適切に対処する。
（３）監督責任者　事務局長をもって充て、副総括責任者と綿密に連携し、統括責任者を補佐するとともに、合理的配慮に関する異議申し立てや苦情に関する対応を監督する。

（相談体制）
第７条　障がい学生及びその家族その他の関係者からの障がい学生支援に関する相談窓口は以下のとおりとする。
（１）合理的配慮の申し出に関する窓口　学務課
（２）不当な差別的取扱いの苦情等に関する窓口　学生相談室及び「SBC東京医療大学　人権侵害の防止に関する規程」第８条に定める相談窓口。

（研修・啓発）
第８条　本学は、障がい学生、障がいのない学生及び教職員が相互に人格及び個性を尊重し合いながらよりよい人間関係を築くとともに、本学において障がいを理由とする差別を解消することを推進するため、学生及び教職員に対して必要な研修及び啓発を行うものとする。

（情報公開）
第９条　本学における合理的配慮等に関する情報を公開し、障がい学生及び受験を希望する障がいのある者に対して周知をする。

（情報保護）
第１０条　教職員は、相互に連携して障がい学生に合理的配慮を提供するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。

（処分等）
第１１条　教職員が、障がい学生に対して不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合、その態様等が本学の就業規則等に規定する職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合等に該当したときは、懲戒処分等に付されることがある。

（その他）
第１２条　この規程に定めるもののほか、障がい学生支援に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（規程の改廃）
第１３条 この規程の改廃は、企画会議の審議を経て学長が行う。

附　　則
１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
２　この規程は、２０２４年４月１日から施行する。
３　この規程は、２０２６年４月１日から施行する。